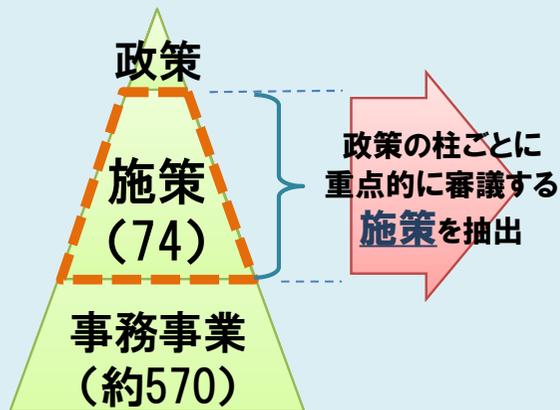


部会での審議対象施策の選定の考え方(案)

「選定の視点」等に基づき、候補となる施策を提示し、委員の意見や部会等のバランスを考慮して、最終的に12の施策を選定する。

審議対象候補施策の抽出イメージ



選定の視点

- ① これまで審議対象となっていない施策 (概ね10年間を対象とした総合計画の総括として、内部評価結果の妥当性や施策の方向性を網羅的に検証する必要があるため)
- ② 計画策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
- ③ 施策の達成状況等を踏まえ、今後の取組の方向性の確認が必要な施策
- ④ 令和6・7年度に市が重点的に取組を進めており、部会で審議する必要性の高い施策
- ⑤ 総合計画と連携する個別計画の改定等が行われる施策

選定外となる視点

- ア 施策の達成状況区分がA又はBであり、事業を取り巻く社会経済状況の変化が小さい施策(これまで審議対象となっていない施策を除く)
- イ 他の仕組み(公共事業評価審査委員会等)で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策
- ウ 成果指標の達成度が1つも把握できない施策
- エ 完了に長期間を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策
- オ 前回の政策評価審査委員会の部会で審議した施策(状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く)

上記視点を踏まえ、**複数の候補施策を提示**
(選定の視点①・②は優先的に選定)

委員会の意見、部会・審議対象となる局のバランスを考慮

12の施策を選定 (4施策 × 3部会)

【部会の構成】

- 第1部会(子育て・教育・福祉部会)
※対象施策22
- 第2部会(まちづくり部会)
※対象施策27
- 第3部会(自治・文化・経済部会)
※対象施策25

部会での審議対象施策の選定の考え方(案)

選定の視点

第3期中間評価	第3期総括評価(案)
これまで審議対象となっていない施策(概ね10年間を対象とした総合計画の終期を見据え、内部評価結果の妥当性や施策の方向性を網羅的に検証する必要があるため)	これまで審議対象となっていない施策(概ね10年間を対象とした総合計画の総括として、内部評価結果の妥当性や施策の方向性を網羅的に検証する必要があるため)
計画策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策	計画策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策
施策の達成状況等を踏まえ、今後の取組の方向性の確認が必要な施策	施策の達成状況等を踏まえ、今後の取組の方向性の確認が必要な施策
令和4・5年度に市が重点的に取組を進めており、部会で審議する必要性の高い施策	令和6・7年度に市が重点的に取組を進めており、部会で審議する必要性の高い施策
総合計画と連携する分野別計画等の改定が行われる施策	総合計画と連携する個別計画の改定等が行われる施策

選定外となる視点

第3期中間評価	第3期総括評価(案)
施策の進捗状況区分がA又はBであり、事業を取り巻く社会経済状況の変化が小さい施策(これまで審議対象となっていない施策を除く)	施策の達成状況区分がA又はBであり、事業を取り巻く社会経済状況の変化が小さい施策(これまで審議対象となっていない施策を除く)
他の仕組み(公共事業評価審査委員会等)で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策	他の仕組み(公共事業評価審査委員会等)で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策
成果指標の達成度が1つも把握できない施策	成果指標の達成度が1つも把握できない施策
完了に長期間を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策	完了に長期間を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策
前回の政策評価審査委員会の部会で審議した施策(状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く)	前回の政策評価審査委員会の部会で審議した施策(状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く)

選定外となる視点の考え方及び選定外となる施策

ア 施策の達成状況区分がA又はBであり、事業を取り巻く社会経済状況の変化が小さい施策 (これまで審議対象となっていない施策を除く)

考え方	事業を取り巻く社会経済状況の変化が小さく、かつ、施策の達成状況区分が順調であるものは、基本的に事業の方向性としては「継続」と考えられ、部会での審議対象とする必要性が低い。ただし、これまで部会での審議対象となっていない施策については、内部評価結果の妥当性や施策の方向性を検証する必要があるため、対象外とする。
選定外となる施策	【第1部会】 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上 【第2部会】 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進 3-2-1 地域環境対策の推進 1-1-4 消防力の総合的な強化 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 3-3-3 多摩丘陵の保全 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

イ 他の仕組み（公共事業評価審査委員会等）で同様の評価等を行っており、部会での審議対象とする必要性が低い施策

考え方	直近の年度に、他の附属機関等において、専門的な視点から事業評価を行っているため。ただし、他の附属機関等において審議された事業が、施策を構成する取組の大部分を占める場合に限る。
選定外となる施策	なし（審議された関連施策はあるが、同様の評価等は実施していないため、選定外となる施策はない）

選定外となる視点の考え方及び選定外となる施策

ウ 成果指標の達成度が1つも把握できない施策

考え方	調査年次等の関係で、成果指標の達成度が1つも把握できない施策は、達成度が把握できるタイミングで審議対象とすることが適当なため。
選定外となる施策	なし

エ 完了に長期間を要する事業を含んでおり、当該年度に評価する必要性が低い施策

考え方	大規模な整備事業など、完了までに長期間を要する事業を含む施策については、大規模な事業終了後に審議対象とした方が、適切に事業効果が発現した状態で議論できるため。
選定外となる施策	【第2部会】 4-7-1 広域的な交通網の整備

オ 前回の政策評価審査委員会の部会で審議した施策（状況等の変化から再度確認が必要な施策を除く）

考え方	前回（第3期中間評価）の政策評価審査委員会の部会で審議した施策については、審議過程での議論や附帯意見を踏まえて取組の改善等を実施中であり、その内容も反映された効果を測るには、一定期間空けることが必要なため。
選定外となる施策	<p>【第1部会】</p> <p>1-4-4 障害福祉サービスの充実 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備</p> <p>1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上</p> <p>【第2部会】</p> <p>1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成</p> <p>1-2-1 防犯対策の推進 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進</p> <p>【第3部会】</p> <p>4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興</p> <p>4-2-4 スマートシティの推進 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進</p>